

檢疫所業務管理室

1. 検疫所における輸入食品の監視体制

従前の経緯

- 我が国の供給熱量ベースでの総合食料自給率は、約4割（農林水産省「平成25年度食料需給表」）であり、約6割を海外に依存する状況となっており、輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。
- 食品等の輸入の届出は、平成25年度には、10年前と比較して約1.2倍に相当する約219万件に達している。このうち、輸入食品等に係るモニタリング検査、検査命令等の輸入時検査を実施したものは、201,198件（重複を除く。）であり、食品衛生法違反に該当するものと確認されたものは、1,043件（重複を除く。）となっている。
- 国別の届出件数（総届出件数に対する割合）をみると、中国が676,475件（31.0%）と最も多く、次いで米国の241,522件（11.1%）、フランス206,054件（9.4%）、タイ144,870件（6.6%）、韓国130,562件（6.0%）の順であった。

また、国別の違反状況をみると、中国は244件、米国は196件、タイは74件、ベトナムは69件、イタリアは52件の順であった。

（注）食品衛生法違反に該当するものと確認されたものの内訳は以下のとおり

第11条違反（食品又は添加物の基準及び規格）	568件
第6条違反（販売を禁止される食品及び添加物）	336件
第10条違反（添加物等の販売等の制限）	98件
第18条違反（器具又は容器包装の基準及び規格）	56件
第62条違反（おもちゃ等についての準用規定）	7件
第9条違反（病肉等の販売等の制限）	20件

今後の取組

- 今後とも、検疫所において、輸入食品の輸入実績、違反状況等を踏まえて、毎年度策定する「輸入食品監視指導計画」に基づき、輸入食品の監視指導を実施する。

- 平成27年度予算案では、輸入食品の審査・検査体制の強化のため、全国32カ所の検疫所に食品衛生監視員を7名増員し、406名を配置する予定である。

都道府県に対する要請

- 厚生労働省としては、輸入食品の届出件数、輸入重量、検査件数、食品衛生法違反件数等の状況をまとめた、「輸入食品監視統計」について、翌年度の8月をメドに公表しているため、国内に流通する輸入食品の監視指導の際に参考とされたい。

2. エボラ出血熱への対応

従前の経緯

- エボラ出血熱については、関係行政機関の緊密な連携のもと、対応を行っている。
各検疫所においては、アフリカにおけるエボラ出血熱の発生状況等を踏まえ、以下のように必要な検疫体制を整備してきた。
 - ・ 出入国者には、エボラ出血熱の発生状況等について注意喚起を実施。
 - ・ 入国者には、空港において日頃から実施しているサーモグラフィーによる体温測定に加え、複数カ国語ポスターや検疫官の呼びかけ等によって流行国に滞在した場合にはその旨の自己申告を促し、問診、健康相談等を実施。
 - ・ 各航空会社に対して、流行国に21日以内に滞在した乗客は、空港到着後、検疫官に自己申告するようお願いする旨の機内アナウンスの協力を依頼。
 - ・ このほか、流行国への滞在歴等が把握できた在留邦人に対しては、企業・団体等を通じ、エボラ出血熱の予防などの必要な情報の提供や、帰国時における検疫所への自己申告のお願いなどを実施。
 - ・ ギニア、リベリア及びシエラレオネへの21日以内の滞在歴が把握された者については、1日2回健康状態を確認（10/21～）。可能な限り、過去21日の流行国の滞在歴を確認することができるよう、検疫体制の一層の強化を行い、各空港における検疫所と入国管理局の連携を強化（10/24～）。
 - ・ 各海港においても検疫所と入国管理局の連携等を強化。また、健康監視対象者に発熱等の症状が出た場合により迅速に対応するため、当該者の情報を事前に都道府県等へ提供（11/21～）。

今後の取組

- 引き続き、各検疫所において必要なエボラ出血熱に係る検疫等を確実に実施していくとともに、国内外におけるエボラ出血熱の状況等を注視しつつ、関係行政機関の連携のもと、必要な検疫対応を実施していく。

都道府県等に対する要請

- 各検疫所において把握した健康監視対象者に関する情報は、各検疫所から当該者の居

所の所在地を管轄する都道府県等に連絡しており、該当する都道府県等においても、その後の健康状態に応じて、適宜、連携し対応いただいている。

今後とも各都道府県等と連携しながらエボラ出血熱に対応していきたいと考えており、引き続き、ご協力をお願いする。